

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第57号

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（昭和46年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(取扱手数料)</p> <p>第13条 収納計器取扱手数料は、設定書に記載された金額のうち、当該年度において既に発行された設定書の金額との合計額の5億円までの分に属する分については<u>1万分の99.75</u>を、5億円を超え10億円までの分に属する分については<u>1万分の73.5</u>を、10億円を超える分に属する分については<u>1万分の31.5</u>をそれぞれ乗じて得た金額の合計額とする。</p>	<p>(取扱手数料)</p> <p>第13条 収納計器取扱手数料は、設定書に記載された金額のうち、当該年度において既に発行された設定書の金額との合計額の5億円までの分に属する分については<u>1万分の102.6</u>を、5億円を超え10億円までの分に属する分については<u>1万分の75.6</u>を、10億円を超える分に属する分については<u>1万分の32.4</u>をそれぞれ乗じて得た金額の合計額とする。</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。